

庄内町の一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

- ・廃棄物の収集・運搬を業者に依頼する場合、以下の許可業者（令和6年1月1日時点）に依頼してください。
業者によって、収集運搬できる品目は異なりますのでご注意ください。
- ・トラブルや不法投棄防止のため、無許可業者（不用品回収）には出さないでください。
- ・農業用資材（ビニール・パイプ等）は、専門の業者、購入店等にご相談ください。

許可業者	電話番号	家庭系 粗大ごみ	家電 リサイクル	事業系 一般廃棄物	備考
(株)エルデック	34-3355	○	○	○	
(有)安藤運輸	42-2060	○	○	○	
斎藤千万太商店	43-4144	○	○		
(有)余目衛生事業所	42-0628	○	○	○	
富樫運輸建設(株)	42-0278	○		○	
高橋建興(株)	28-9113	○	○		改装・解体等一時的業務の廃棄物に限る
(株)エコー環境事業部	35-1707	○	○	○	
東北イー トップ(株)	0235-64-5785	○	○	○	
(有)大滝商店鶴岡営業所	0235-22-1889		○	○	
庄交クリーン事業部	0235-25-1380	○	○	○	
環清工業(株)	92-3111	○	○	○	
(株)今野運輸	31-3488		○	○	
(株)渡部砂利工業所	35-0281			○	
ウィズ環境(株)	0235-35-3569	○	○	○	
(株)丸高	25-2011			○	道路上の廃棄物に限る
(株)幸輪	31-8111	○	○	○	
ミカワ精工(株)	24-3871			○	
荘内運送(株)酒田営業所	22-4470		○	○	
(株)渡会電気土木	0235-57-2454			○	ダム内の塵芥物
(株)小松組	22-7411			○	道路、河川上の廃棄物
クリーンサービス(株)	22-5050			○	(株)南東北クボタ余目営業所の廃棄物に限る
(株)管理システム	0235-57-3225	○	○	○	
(株)環境管理センター	0235-24-1048	○	○		遺品整理業に限る

廃棄物の区分について

1. 家庭系粗大ごみ

家庭から排出されたごみ全般（家電リサイクル対象品目等を除く）が該当します。

2. 家電リサイクル

エアコン・テレビ・電気冷蔵庫・冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機が該当します。家電リサイクル法により、処分方法が定められています。処分方法は9～10ページをご確認ください。

3. 事業系一般廃棄物

事業活動によって発生した廃棄物（産業廃棄物に分類されるものを除く）が該当します

リサイクル関連団体等名簿

- 3 R推進団体連絡会
<http://www.3r-suishin.jp>
- ガラスびん 3 R促進協議会
<http://www.glass-3r.jp>
- PET ボトルリサイクル推進協議会
<http://www.petbottle-rec.gr.jp>
- 紙製容器包装リサイクル推進協議会
<http://www.kami-suisinkyo.org>
- プラスチック容器包装リサイクル推進協議会
<http://www.pprc.gr.jp>
- スチール缶リサイクル協会
<http://www.steelcan.jp>
- アルミ缶リサイクル協会
<http://www.alumi-can.or.jp>
- 飲料用紙容器リサイクル協議会
<http://www.yokankyo.jp/lnKami/>
- 段ボールリサイクル協議会
<http://www.danrikyo.jp>
- 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
<http://www.jcpra.or.jp>
- 公益財団法人 古紙再生促進センター
<http://www.prpc.or.jp>
- Re ライフスタイル
<http://www.re-lifestyle.com/>
- 消火器リサイクル推進センター
<http://www.ferpc.jp> TEL 03-5829-6773
- 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター
<http://www.jarc.or.jp/motorcycle/> TEL 050-3000-0727(二輪車リサイクルコールセンター)
- 一般社団法人 パソコン 3 R推進協会
<http://www.pc3r.jp> TEL 03-5282-7685
- 一般財団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センター
<http://www.rkc.aeha.or.jp> TEL 0120-31-9640
- リネットジャパンリサイクル株式会社
<http://www.renet.jp> TEL 0570-085-800(お問い合わせ専用 10時~17時)

分解すれば資源物に！

今まで埋立ごみや粗大ごみとして処分していた物を、分解や切断すると金属を資源物にすることが出来ます。可能な範囲で資源物に分別するよう心がけましょう。

資源物にするには…

- 分解や切断により切り離し、金属と金属以外の物に分別する。
 - 金属は5～20cmの大きさにし、資源物の袋に持てる重さで入れる。
- (注) 手作業で収集や仕訳を行うため、とがった危険な形の物は資源物には入れられません。

ごみの分別区分がLINEで検索できます。

検索の仕方

- ① 庄内町LINE公式アカウントのQRコードを読み取り友だち追加。



- ③ 検索したい品目を入力・送信すると分別区分等が表示されます。

- ② ごみの分別を選択



※ごみ収集日の通知も受け取れます。

この冊子は、ごみの分別等の環境全般にわたる大切なルールブックです。見やすいところに置いてご活用ください。

庄内町環境衛生係

TEL (0234) 43-0248、43-0254 FAX (0234) 42-0893

〒999-7781 東田川郡庄内町余目字町 132-1

<http://www.town.shonai.lg.jp/kurashi/gomi/index.html>

